

令和 8 年度 地域包括支援センター職員の配置状況について

1. 職員の配置基準

(1) 国の基準

「介護保険法施行規則第 140 条の 66」に規定（市町村が条例を定め規定すること）

(2) 清須市条例（令和 6 年 1 月 27 日改正）

清須市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例（別添 3）に規定

※担当区域の 65 歳以上人口 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに、3 職種 1 名ずつの配置

2. 現在の人員配置について（令和 8 年 4 月 1 日現在）

	清洲総合福祉センター		にしびさわやかプラザ		合計
地区	清洲	春日	西枇杷	新川	—
職員基準	3 人	2 人	3 人	3 人	11 人
現状	6.02 人		7.48 人		13.5 人
（内訳） 保健師	2.47		2.47		4.94
社会福祉士	2.03		3.01		5.04
主任介護支援専門員	1.52		2.00		3.52
人口	23,926 人	8,697 人	17,877 人	18,568 人	69,068 人
65 歳以上の人口	5,081 人	2,036 人	4,089 人	4,897 人	16,103 人
高齢化率	21.8%		24.7%		23.3%
相談件数	10,618 件		9,495 件		20,113 件
うち新規の相談件数	455 件		613 件		1,068 件
介護予防支援費・介護予防 ケアマネジメント費請求件数	2,471 件		4,106 件		6,577 件

職種ごとの配置について、市からは地区ごとに 3 職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）を 1 名ずつ配置することを要望している。なお、春日地区のみ 65 歳以上の人口が 3,000 人未満であることから、2 職種を 1 名ずつ配置することとしている（条例第 2 条 3 項）。各地域包括支援センターの人員配置を見ると、市が要望する基準を満たしている。

にしびさわやかプラザでは、新規の相談やケアマネジメントの件数が増えている。また、複雑化した相談が増加しているため、にしびさわやかプラザへの重点的な人員配置を行っている。これに伴い、相談件数が落ち着いている清洲総合福祉センターでは、最小限の人員配置になっている。

今後は、市全体として充実した相談体制を構築していく必要があるため、専門職の適正配置を要望していきたい。